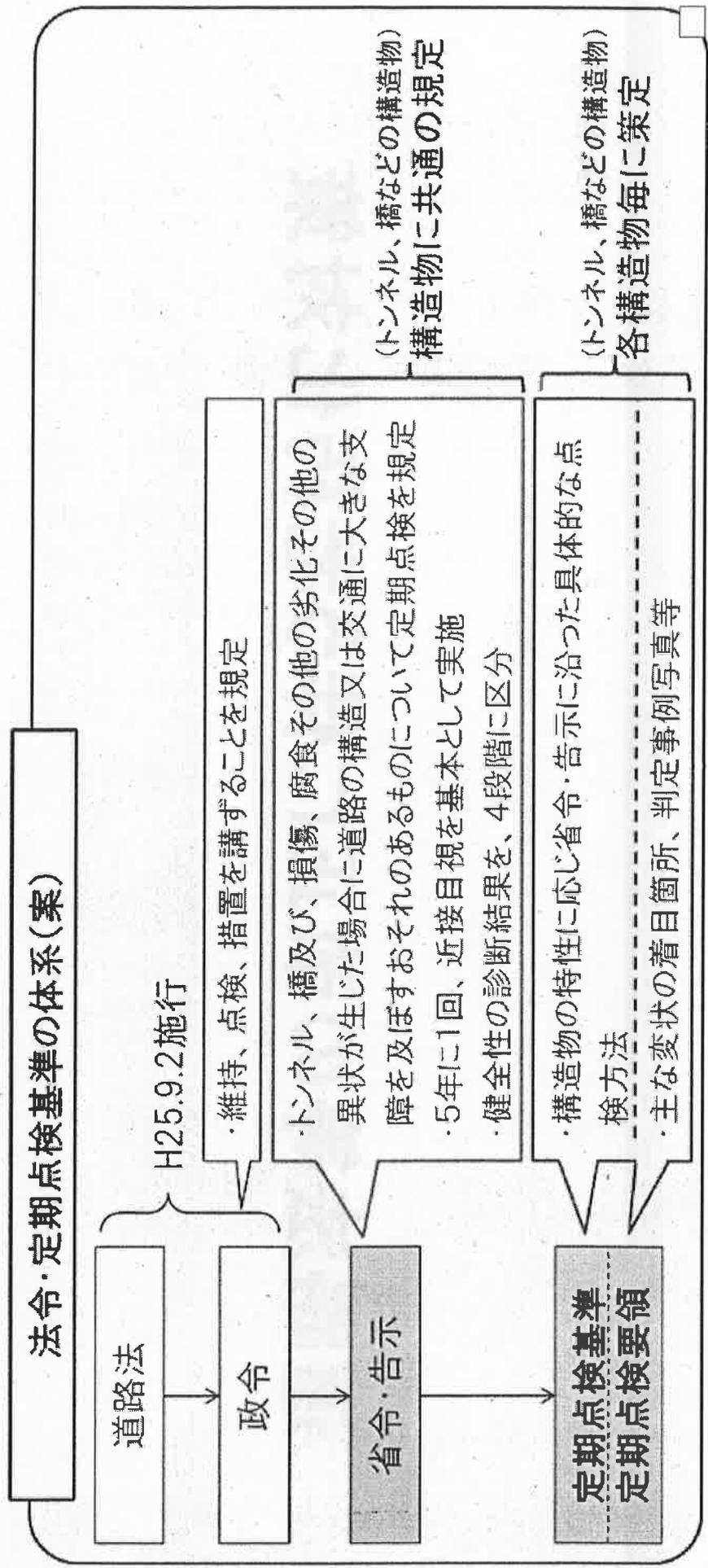


道路法等の改正に伴う老朽化対策

建設部 道路管理課

道路法改正（省令、告示の概要）

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



メンテナンスサイクルと定期点検基準・要領の関係

メンテナンスサイクルの流れ

点検

部材の状態を把握(腐食、亀裂、ゆるみ、ひび割れ等)
〈点検の質を確保する上でのポイント〉
○ 点検の頻度・方法・行う者 ○ 点検の着目箇所



診断

部材の健全性を診断するとともに、構造物単位での診断の結果もとりまとめる
〈診断のポイント〉
○ 健全性の診断の手順 ○ 着目する変状の種類



措置

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう措置



記録

定期点検の結果、措置の結果を記録する
〈記録のポイント〉
○ 記録方法、内容、保存期間

規準・要領の内容

- 〈項目〉
- 適用範囲
 - 定期点検の頻度
 - 定期点検の方法
 - 定期点検を行う者
 - 健全性の診断手順
 - ・ 部材単位
 - ・ 構造物単位
 - 措置
 - 記録
- (参考)
- 変状の種類と判定の単位
 - 点検調書

長野県道路メンテナンス会議の構成

- 点検、補修業務は、各市町村が個別に発注
- 技術職員が少ない町村では、広域連合等が業務をサポート(委託契約)
- 会議は、情報収集・情報提供、課題解決策の検討や研修会等を実施

